

市報第13号

平成30年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成30年度横浜市下水道事業会計予算、平成30年度横浜市埋立事業会計予算、平成30年度横浜市水道事業会計予算、平成30年度横浜市工業用水道事業会計予算、平成30年度横浜市自動車事業会計予算及び平成30年度横浜市高速鉄道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を次のように報告する。

令和元年9月3日

横浜市長 林 文 子

平成30年度横浜市下水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 下水道事業 資本的支出			円 69,173,494,780	円 41,091,073,479	円 19,480,873,584
	1 建設改良費		69,173,494,780	41,091,073,479	19,480,873,584
		下水道整備事業	69,173,494,780	41,091,073,479	19,480,873,584

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	繰 越 工 事 資 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 2,369,000,000	円 6,988,975,000	円 9,867,000,000	円 255,898,584	円 8,601,547,717	円 -	
2,369,000,000	6,988,975,000	9,867,000,000	255,898,584	8,601,547,717	-	
2,369,000,000	6,988,975,000	9,867,000,000	255,898,584	8,601,547,717	-	主として、関係機関との調整に日時を要したため

平成30年度横浜市埋立

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 資本的支出			円 8,612,226,120	円 4,958,906,334	円 1,109,223,720
	1 埋立事業費		8,612,226,120	4,958,906,334	1,109,223,720
		南本牧埋立事業	8,612,226,120	4,958,906,334	1,109,223,720

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
土 砂 投 入 料 円 1,109,223,720	円 2,544,096,066	円 -	
1,109,223,720	2,544,096,066	-	
1,109,223,720	2,544,096,066	-	主として、関係機関との調整に日時を要したため

平成30年度横浜市水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
水道事業 1 資本的支出			円 25,776,290,000	円 21,987,620,593	円 3,437,828,000
	1 建設改良費		25,776,290,000	21,987,620,593	3,437,828,000
		配水管整備事業	18,143,000,000	15,633,986,105	2,347,404,000
		基幹施設整備事業	6,585,000,000	6,115,837,045	367,310,000
		そ の 他 建設改良工事	1,048,290,000	237,797,443	723,114,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	分 担 金 及 び 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 990,000,000	円 196,407,596	円 2,251,420,404	円 350,841,407	円 -	
990,000,000	196,407,596	2,251,420,404	350,841,407	-	
990,000,000	119,157,000	1,238,247,000	161,609,895	-	主として、関係機関との調整に日時を要したため
-	72,512,711	294,797,289	101,852,955	-	主として、関係機関との調整に日時を要したため
-	4,737,885	718,376,115	87,378,557	-	主として、契約手続に日時を要したため

平成30年度横浜市工業用水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
工 業 用 1 水 道 事 業 資 本 的 支 出			円 1,421,802,000	円 920,347,788	円 492,302,000
	1 建設改良費		1,421,802,000	920,347,788	492,302,000
		工業用水道 施設整備事業	1,374,530,000	889,233,996	481,300,000
		そ の 他 建設改良工事	47,272,000	31,113,792	11,002,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国 庫 補 助 金	損 留 益 勘 定 金 保 資 金			
円 27,000,000	円 6,700,000	円 458,602,000	円 9,152,212	円 -	
27,000,000	6,700,000	458,602,000	9,152,212	-	
27,000,000	6,700,000	447,600,000	3,996,004	-	主として、工法の調整に日時を要したため
-	-	11,002,000	5,156,208	-	県施行工事が遅延したため

平成30年度横浜市自動車

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 自動車事業 資本的支出			円 3,524,703,000	円 2,348,266,663	円 673,340,097
	1 建設改良費		3,524,703,000	2,348,266,663	673,340,097
		自動車改良事業	3,524,703,000	2,348,266,663	673,340,097

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	一般会計補助金	損益勘定 留保資			
円 226,046,000	円 128,274,000	円 319,020,097	円 503,096,240	円 -	
226,046,000	128,274,000	319,020,097	503,096,240	-	
226,046,000	128,274,000	319,020,097	503,096,240	-	主として、契約手続きに日時を要したため

平成30年度横浜市高速鉄道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 高速鉄道事業 資本的支出			円 20,968,546,157	円 14,588,215,494	円 3,430,396,385
	1 建設改良費		20,968,546,157	14,588,215,494	3,430,396,385
		高速鉄道改良事業	20,968,546,157	14,588,215,494	3,430,396,385

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 庫 補 助 金	一 般 会 計 補 助 金			
円 2,038,885,108	円 686,079,277	円 334,152,000	円 371,280,000	円 2,949,934,278	円 -	
2,038,885,108	686,079,277	334,152,000	371,280,000	2,949,934,278	-	
2,038,885,108	686,079,277	334,152,000	371,280,000	2,949,934,278	-	主として、工法の調整に日時を要したため

参 考

地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。